(b)　紛争がこの了解の解釈から生じ、又はこの了解の解釈に関連して生ずる場合には、指名された政府職員及び国際連合フィールド支援担当事務次長又はその代理が、いずれかの当事者の要請に基づき、友好的な協議を通じ、紛争を解決するよう試みる。

12.2　12.1に定めるところに従って解決されなかった紛争は、相互に合意される調停人又は国際司法裁判所長が指名する仲介人に付託することができる。そのような調停又は仲介により解決することができなかった紛争は、いずれかの当事者の要請に基づき、仲裁に付託することができる。各当事者は、それぞれ一人の仲裁人を指名し、そのように指名された二人の仲裁人は、議長となる第三の仲裁人を指名する。仲裁の要請があった日から三十日以内にいずれかの当事者が仲裁人を指名しない場合又は二人の仲裁人が指名されてから三十日以内に第三の仲裁人が指名されない場合には、いずれの当事者も、国際司法裁判所長に対し、仲裁人を指名するよう要請することができる。仲裁の手続は、仲裁人によって定められるものとし、各当事者は、各自の経費を負担する。仲裁判断は、その基礎となった理由を付するものとし、それぞれの法律及び規則に従い、両当事者を拘束し、かつ、両当事者によって実施される。仲裁人は、利息又は懲罰的損害を与える権限を有しない。

支払期間

13　国際連合は、要員又は装備品が任務地域に到着する日から、合意された撤収計画に従って要員及び装備品が任務地域を出発する日又は遅延が国際連合に帰せられる場合には実際に出発する日までの期間における、要員、主要装備品並びに自隊維持のための装備品及び役務に関して、政府に支払を行う財政上の義務を有する。当該財政上の義務は、国際連合の関連の財政規則に従い、効力を維持する。

終了

14　両当事者は、この了解の終了の時期及び方法に関し、相互に協議する。

15　この了解の署名の後に、予算を含む日本国の法律及び規則の変更により、政府がこの了解を実施することができなくなった場合には、政府は国際連合に直ちにその旨を通告するものとし、両当事者が別段の合意をする場合を除くほか、いずれの当事者も、この了解を終了させることができる。

修正

16　いずれの当事者も、国際連合による支払の対象となる提供の水準又は自隊管理の水準に関し、これらの水準が、ＭＩＮＵＳＴＡＨ及び政府の運用上の要請と両立することを確保するため、見直しを開始することができる。

17　この了解は、両当事者間の書簡の交換によってのみ修正することができる。

規定の見出し

18　この書簡の規定の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この書簡の解釈に影響を及ぼすものではない。

国際連合は、更に、前記の了解が政府にとって受諾し得るものであるときは、この書簡及び閣下のその旨の返簡が、国際連合と政府との間の合意を構成するものとみなし、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十四年十一月十四日にニューヨークで

国際連合
フィールド支援局長　アミーラ・ハク

国際連合日本政府代表部
特命全権大使　吉川元偉閣下

附属書Ａ　政府が提供する要員及び関連する支払

ＭＩＮＵＳＴＡＨ日本施設部隊

1　政府が提供する要員

1　政府は、次の要員を提供することに合意する。

二千十年二月六日以降

| 部隊／下位部隊 | 承認された人数（注一） | 能力 |
|---|---|---|
| ＭＩＮＵＳＴＡＨ司令部 | 二 | ＭＩＮＵＳＴＡＨ司令部職員（注二） |
| 施設部隊 | 二一三 | |
| 合計 | 二一二五 | |

注一　政府は、自国の負担において、百二十三名までの追加要員を自隊管理要員として派遣することができる。国際連合は、自隊管理要員について、部隊経費、交代に係る経費又は自隊維持に係る経費の支払その他の財政上の責任を負わない。

注二　二千七年七月一日から、指定された職の職務をＭＩＮＵＳＴＡＨ司令部において職員として遂行する要員は、任務生活手当を受領し、政府は、それらの職についての部隊経費支払金を受領しない。

2　支払

2　国際連合は、政府に対し、次のとおり支払を行う。

a　一箇月一人当たり千二十八米ドルの人件費

b　一箇月一人当たり六十八米ドルの個人の被服、装置及び装備品に対する手当。望ましい装備基準は、両当事者によって決定される。

c　一箇月一人当たり五米ドルの個人用兵器及び訓練用弾薬に対する経費

d　一箇月当たり施設部隊要員の二十五パーセントに対し三百三米ドルの専門職員手当

3　要員は、ＭＩＮＵＳＴＡＨから、一日当たり一・二八米ドルの日当のほか、六箇月当たり十五日まで取得できる休暇に対し一日当たり十・五〇米ドルの休暇手当を受ける。

3　要員の一般的条件

4　政府は、提供する要員が、ＭＩＮＵＳＴＡＨの業務に必要な国際連合が定める基準（特に、階級、経験、健康状態、専門性及び言語の知識）を満たすことを確保する。要員は、国の部隊に提供される装備品につき訓練を受けるとともに、医療上の検査その他の検査、予防接種、移動、輸送、休暇その他の権利に関して国際連合が定める方針及び手続に従う。

5　政府は、ＭＩＮＵＳＴＡＨにおける任務期間中、自国の手配の下で自国の要員に支払うべき給与、手当及び給付金を支払う責任を有する。

6　国際連合は、政府に対し、政府が提供する要員に関するすべての関連情報を提供する。このような情報には、国際連合の所有物の亡失又は損傷に関するもの及び国際連合の任務の遂行中に生じた死亡、傷害若しくは疾病に対する補償請求又は個人の所有物の亡失に対する補償請求に関するものを含む。

7　この書簡に示された人数を上回る要員は、国際連合による支払その他の支援の対象ではない。これらの要員は、自国との連絡のため通信設備を運用する等両当事者が日本国のため必要であると評価した場合には、事前に国際連合の同意を得た上で、ＭＩＮＵＳＴＡＨに配備することができる。これらの要員は、国の部隊の構成員として、ＭＩＮＵＳＴＡＨの構成員としての法的地位を享受する。ただし、政府は、これらの要員についていかなる支払も受けない。国際連合は、これらの要員に関し、いかなる財政上の義務又は責任も負わず、また、これらの要員に対し支援又は役務を提供しない。

8　国際連合の要請に基づき、短期間、特定の任務のために配備される要員に関しては、適当な場合には、この了解の補足取極によって定めることができる。